

<p style="text-align: center;">岡山県公報</p>	<p style="text-align: center;">目次</p>	<p>○ 岡山県税条例等の一部を改正する条例 【条 例】</p> <p>○ 公布した条例の解説 【解 説】</p>
<p style="text-align: center;">発行 岡山県</p>	<p style="text-align: center;">担当課（室）</p>	<p style="text-align: center;">税務課 総務学事課</p>
		
<p style="text-align: center;">目次</p>		
<p style="text-align: center;">担当課（室）</p>		

令和3年3月31日 岡山県公報 号外

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項本文の規定により知事が処分した岡山県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三十八号

岡山県条例等の一部を改正する条例

（岡山県条例の一部改正）

第一条 岡山県条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四百条の十四第三項中「記名押印した」を「その氏名又は名称を記載した」に改め、同条第六項中「記名押印しなければ」を「当該免税軽油使用者の氏名又は名称を記載しなければ」に改める。

第二百五条の六第一項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項第一号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率」に、「以上」を「百分の六十五を乗じて得た数値以上」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率（法第四百九条第一項第四号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）以上であること。

第二百五条の六第一項第一号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第二百五条の六第一項第一号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ(2)を次のように改める。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第二百五条の六第一項第一号ホ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率（法第四百九条第一項第四号ニ(2)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

第二百五条の六第一項第二号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準

エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五條の六第一項第二号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五條の六第一項第三号ニを削り、同号ハ(1)(i)中「第四百九條第一項第六号ニ(1)(i)」を「第四百九條第一項第六号へ(1)(i)」に改め、同号ハ(1)(ii)中「第四百九條第一項第六号ニ(1)(ii)」を「第四百九條第一項第六号へ(1)(ii)」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イ(1)(i)中「(法第四百九條第一項第六号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準をいう。次項第三号において同じ。)」を削り、同号イ(1)(ii)中「(法第四百九條第一項第六号イに規定する平成二十一年軽油軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同号イ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号イを同号ハとし、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準（法第四百九條第一項第六号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第三号において同じ。）又は平成二十一年軽油軽中量車基準（同条第一項第六号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第三号において同じ。）に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五條の六第二項中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項第一号イ中「営業用の」を削り、同号イ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五條の六第二項第一号ロを削り、同号ハ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ホ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ホを同号ニとし、同項第二号を次のように改める。

二 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるも

の
イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- ロ エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

ハ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十五条の六第二項第三号ニを削り、同号ハを同号ニとし、同号ロ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

- イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの
 - (1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。
 - (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十五条の六第三項中「次項」の下に「又は第五項」を加え、同条第四項中「第一項（第一号イからハ）」を「第一項（第一号イからニ）」に、「第二項（第一号イからハまで）」を「第二項（第一号イ及びロ）」に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率」に改め、「この条において同じ。」の下に「に百分の六十五」を加え、「百分の百五十を乗じて得た数値」を「百分の百四十一」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「第一項第一号ロ(2)」を「第一項第一号イ(3)」に、「に百分の百十」を「(法第百四十九条第一項第四号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十を乗じて得た数値」に改め、同項の次に次のように加える。

第一項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十二
第一項第一号ロ(3)及びハ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値

第五十五条の六第四項の表第一項第一号ハ(2)の項中「第一項第一号ハ(2)」を「第一項第一号ニ(2)」に、「第百四十九条第一項第四号ハ(2)」を「第百四十九条第一項第四号ニ(2)」に、「百分の百十五」

令和3年3月31日 岡山県公報 号外

を「百分の百二十」に、「百分の百四十四」を「百分の百五十」に改め、同表第二項第一号イ(2)の項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十」に、「百分の百三十八」を「百分の百三十」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「第二項第一号ロ(2)」を「第二項第一号イ(3)」に改め、同表第二項第一号ハ(2)の項中「第二項第一号ハ(2)」を「第二項第一号ロ(2)」に、「百分の百十」を「百分の百十五」に、「百分の百三十八」を「百分の百四十四」に改める。
 第五十五条の六に次の一項を加える。

5 第一項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イ、第二号及び第三号イに係る部分に限る。）の規定は、法第百四十九条第三項に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率等算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率（法第百四十九条第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）	令和十二年度基準エネルギー消費効率（法第百四十九条第一項第四号イ(3)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）
第一項第一号イ(3)	令和十二年度基準エネルギー消費効率（法第百四十九条第一項第四号イ(3)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）	令和十二年度基準エネルギー消費効率
第一項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第一項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十四
第一項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十四

令和3年3月31日 岡山県公報 号外

	第一項第三号イ(2)	消費効率に百分の七十五	百分の百九
	第一項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の六十五	令和二年度基準エネルギー 消費効率に百分の九十四
	第二項第一号イ(2)、 第二号ロ及び第三号 イ(2)	令和十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の七十五 令和十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー 消費効率に百分の百九 令和二年度基準エネルギー 消費効率に百分の八十七

附則第六条の三の四中「令和二年法律第二十五号。」の下に「次項及び」を加え、同条に次の一項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第二項の規定の適用を受けた場合における附則第六条の三の二第二項及び第三項並びに前条第三項の規定の適用については、附則第六条の三の二第二項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第三項並びに前条第三項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

附則第十一条の二の三第一項中「同条第一項に規定する特定保有株式(以下この条において「特定保有株式」という。)又は同項」を「又は同条第一項」に改め、「特定保有株式」を削る。

附則第十四条の七中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十七条第一項、第十七条の二、第十七条の三の二第一項及び第十七条の三の三第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十七条の三第一項及び第三項並びに第二十一条の二第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第二十一条の三の四中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第二十一条の三の五中「において準用する」を「又は第五項において準用する」に改める。

附則第二十一条の三の六第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、

同項第一号中「令和二年度」を「令和七年度」に改め、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「乗車定員」を「乗車定員三十人以上の附則第二十一条の三の六第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イ

に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港又は同法

附則第二条第一項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので省令で定めるものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員」に、「二百万円」を「二百万円とする。」に改め、同項第一号中「令和二年度」を「令和七年度」に改め、同条第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「令和二年度」を「令和七年度」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び次条第二項第二号において同じ。）が八トンを超え二十トン以下のトラック（省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第三号及び第四号において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令で定めるもの（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条第一項の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令で定めるもの（次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）、同条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令で定めるもの（次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令で定めるもの（第六項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの（省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五条の五の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「とあるのは、」とあるのは、「とあるのは、」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

附則第二十一条の三の六第五項中「第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては」を削り、「令和元年十月一日から令和三年三月三十一日」を「令和三年十月三十一日」に改め、同項第一号中「バス等」を「乗用車（省令で定めるものに限る。）又はバス（省令で定めるものに限る。）（次号において「バス等」という。）」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラック」を「車両総重量が八トンを超えるトラック（省令で定

める被けん引自動車を除く。」に、「平成二十七年八月一日」を「令和四年五月一日」に、「車線逸脱警報装置に係る保安基準」を「側方衝突警報装置に係る保安基準」に、「車線逸脱警報装置を」を「側方衝突警報装置を」に、「令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

附則第二十一条の四第一項第一号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項第二号中「次項第六号」を「以下この条」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる自動車に対する第七条第一項及び第四項の規定の適用については、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十一条の四第二項第二号中「に適合する」を「(第七項第二号において「平成三十年天然ガス車基準」という。)に適合する」に、「同項」を「同条第一項」に改め、「もの(以下この号)の下に」及び第七項第二号を加え、同項第三号中「いう」の下に「。第七項第三号において同じ」を加え、同項第四号中「第四項第一号」を「以下この条」に、「同条第一項第四号イ(1)(ii)」を「同号イ(1)(ii)」に、「第四百四十九条第一項第四号イ(2)」を「第四百四十九条第一項第四号イ(3)」に改め、同項第五号中「第四項第二号」を「以下この条」に、「同条第一項第五号イ(1)(ii)」を「同号イ(1)(ii)」に改め、同項第六号中「第四百四十九条第一項第六号イ」を「第四百四十九条第一項第六号イ(1)」に、「又は同号イ」を「(第七項第六号及び第九項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)又は同条第一項第六号イ(1)」に、「に適合する」を「(第七項第六号及び第九項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合する」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 電気自動車に対する第七条第三項の規定の適用については、当該電気自動車が発行された日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、第七条第三項中「七、五〇〇円」とあるのは「二、〇〇〇円」と、「二五、〇〇〇円」とあるのは「六、五〇〇円」とする。

附則第二十一条の四第四項各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる自動車(第二項の適用を受けるものを除く。)に対する第七条第一項及び第四項の規定の適用については、当該自動車が発行された日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十一条の四第五項中「第二項(第四号及び第五号を除く。)」を「第二項第一号から第三号まで」に改め、同条に次の三項を加える。

7 次に掲げる自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)に対する第七条第一項及

び第四項の規定の適用については、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車は令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので省令で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が法第四百九条第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び第九項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

五 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

六 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成三十一年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

8 電気自動車である営業用の乗用車に対する第七条第三項の規定の適用については、当該電気自動車である営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該電気自動車である営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の規定を適用する。

9 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（第七項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第七条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登

録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの
附則第二十一条の五第二項中「又は第六項」を、「第六項又は第七項」に改める。

(岡山県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 岡山県税条例等の一部を改正する条例(令和二年岡山県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、岡山県税条例第四十一条の改正規定中「同条第五十項」を「同条第五十八項」に改め、同条例第四十三条の二第四項の改正規定中「改める」を「改め、同条第八項の表第四十九条第一項の項中欄中「同号ロに掲げる法人」の下に「の所得割」を加え、同項下欄中「同号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。」の下に「の所得割」を加える」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第四十五条第一項中「又は個別帰属益金額(法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額をいう。)」及び「又は個別帰属損金額(同項に規定する個別帰属損金額をいう。)」を削る。

第一条のうち、岡山県税条例第五十条第一項の改正規定中「連結申告法人をいう。」の下に「第二号、」を、「通算法人をいう」の下に「。第二号において同じ」を加え、「」に「」を「第二号において同じ。」に改め、同項第二号中「連結申告法人」を「通算法人」に改め、同条例附則第十四条の二第一項の改正規定中「改め」を、「法人税割額」を「法人税割額(同条第四十二項(同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。))の規定を適用しないで計算した金額とする。)」に改め」に改める。

附 則

(施行期日)

令和3年3月31日 岡山県公報 号外

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
(個人の県民税に関する経過措置)
- 2 第一条の規定による改正後の岡山県税条例(以下「新条例」という。)附則第十一条の二の三第一項の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する経過措置)
- 3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(自動車税に関する経過措置)
- 4 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(解説)

◎ 岡山県税条例等の一部を改正する条例について

地方税法の一部改正に伴い、自動車税の環境性能割の税率の適用区分の見直しを行う等所要の改正を行うものである。